

# 入間市産業系土地利用計画検討業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、入間市（以下「甲」という。）が行う「入間市産業系土地利用計画検討業務委託」について業務内容を定めるものである。

### (目的)

第2条 第6次入間市総合計画・後期基本計画に定めた圏央道青梅インターチェンジ北側の地域における産業系土地利用の推進に向け、本市の産業施策や土地利用方針、県の定める埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針などの事項を検討し、新たな産業系土地利用の実現化をすることを目的とする。

### (業務期間)

第3条 本業務は、契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

### (準拠する法令等)

第4条 本業務を実施するにあたり、準拠する法令、図書は以下の通りとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 農地法
- (3) 土地区画整理法
- (4) 入間市条例等
- (5) その他関係法令

### (業務対象区域)

第5条 本業務の対象区域は、第6次入間市総合計画・後期基本計画に定めた圏央道青梅インターチェンジ北側の地域とする。

### (疑義)

第6条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と受託者（以下「乙」という）とが協議すること。

### (業務工程表等の提出)

第7条 乙は、本業務の着手に先立ち、下記の書類を提出するものとし、予め甲の承諾を得るものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 着手届
- (3) 現場責任者・管理技術者通知書及び経歴書
- (4) 業務実施計画書

(現場責任者)

第8条 乙における本業務の計画を立案し指揮監督をする現場責任者は、同種業務の実績を有するとともに、技術士(「建設部門」(都市及び地方計画))及び土地区画整理士の資格を有するものとする。

(管理技術者)

第9条 乙における本業務の履行の技術上の管理をつかさどる管理技術者は、同種業務の実績及び土地区画整理士を有するものとする。  
なお、現場責任者及び管理技術者は、これを兼ねることができる。

(再委託について)

第10条 乙は業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。  
2 乙は業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、甲に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容及び成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等の保持)

第12条 乙はプライバシーマークの認証を取得し、個人情報の保護につとめなければならない。なお、乙は本業務着手時に、甲に対し、プライバシーマークの

認証取得を証す書類の写しを提出するものとする。

(記録簿の作成)

第13条 甲と乙は必要に応じ、打合せを行い、乙はその都度打合せ記録簿を2部作成し、各々保管するものとする。

(工程管理)

第14条 乙は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況は適宜甲に報告しなければならない。

(検査)

第15条 乙は、委託業務完了通知書を提出する際には、本特記仕様書等で定められた成果品等を甲に提出しなければならない。

2 甲は、速やかに検査員に検査依頼を行うと共に、必要に応じて乙に検査の立会いを求めるものとする。乙は立会いを求められたときには、これに応じなければならない。

3 検査の結果、指摘事項等があった場合には、乙は甲の指示に従い速やかに是正等必要な処置を講じなければならない。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品はすべて甲の帰属とし、乙は甲の許可なく成果品等を公表または、貸与してはならない。

(納入期限)

第17条 本業務における中間報告を令和4年9月末に行うこと。

成果品の第一回納入期限は、令和5年2月28日とし、納入場所は入間市都市整備部都市計画課とする。なお、修正等が必要な場合は、修正等を行い、最終成果品の納入期限は、令和5年3月31日とする。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第18条 本業務の作業内容は以下のとおりとする。

### 1 事業推進方針の策定

本事業を推進するため、次の①～⑥までを策定する。また、④～⑥については、関係機関及び関係課と調整を行い、随時修正を行う。

- ①SDGs 産業団地の形成などまちづくりビジョンの策定
- ②権利者合意形成の考え方
- ③事業化までの全体工程
- ④都市計画方針の策定
- ⑤農政協議資料骨子の策定
- ⑥環境アセスメント骨子の策定

## 2 対象地域住民の意向調査

### (1) 対象地区住民の意向調査（アンケート調査）

本地区の土地所有者等（権利者200名程度を想定）に対し、現在の農地・土地の状況や将来の見通し等について、次のとおりアンケート調査を行う。

#### ①アンケート調査票の作成

設問の立案、アンケート調査票を設計し、甲と協議の上決定する。

#### ②アンケートの発送及び発送準備

アンケート調査票の印刷、封入を行う。宛名ラベル作成、発送は甲が内容確認後に行うこととする。なお、封筒及び返信用封筒へ必要金額の切手を貼り付けること。

### (2) 権利関係調査

#### 土地所在図作成

甲より地番図（地番目、所有者名入）の提供を受け、電子データ化すること。

### (3) アンケート結果の集計、解析及び課題の整理

アンケート結果について、集計、解析及び課題整理を行うこと。併せて、権利者の意向についての分布状況を把握する図面（権利者意向状況図）を作成すること。

## 3 土地利用計画及び概算事業フレーム検討

甲より提供する企業立地ニーズ調査結果及び対象地区住民の意向を前提として、土地利用計画図を作成するとともに、概算事業費を算出する。

## 第3章 成果品

（成果品）

第19条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。  
土地利用計画検討資料 5部及び電子データ

(Word、Excel など修正可能形式)

- ・事業推進方針の策定 一式
- ・対象地域住民の意向調査 一式
- ・土地利用計画及び概算事業フレーム検討 一式